

# 1月定例記者会見

■日 時 令和6年1月5日（金） 11時00分

■場 所 2階第1会議室

## 会 議 次 第

- 1 開会
- 2 市長の挨拶
- 3 市からの会見資料による情報発信
- 4 記者からの市政全般に対する質問
- 5 閉会

# 定例記者会見資料

令和6年1月5日

1月

5日(金) から	案件名	2024年、鳥栖市は「デコ活」に参加！ 「エコスタイル（ウォームビズ）」に取り組みます		
	問合せ先	市民環境部 環境対策課 総務部 総務課	☎85-3561 ☎85-3504	P 2
7日(日)	案件名	鳥栖市消防出初式を縮小して行います		
	問合せ先	総務部 総務課	☎85-3506	P 3
7日(日)	案件名	鳥栖市二十歳の式典を開催します		
	問合せ先	教育委員会事務局 生涯学習課	☎85-3694	P 4
—	案件名	「新成人」を狙った消費者トラブルにご注意ください！		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3800	P 5
13日(土)	案件名	第22回鳥栖市男女共同参画フォーラムを開催します		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3508	P 8
14日(日)	案件名	鳥栖市ロードレースを開催します ～交通規制にご協力をお願いします～		
	問合せ先	スポーツ文化部 スポーツ振興課	☎85-3522	P 10
14日(日)	案件名	「『やさしい日本語』を使ったミニゲーム会」を開催します		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3508	P 13
23日(火)	案件名	鳥栖市消費者啓発講座 「ご存じですか？インターネットの正しい使い方～消費者 トラブルの事例と対処法について学ぶ～」を開催します		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3800	P 15
31日(水) まで	案件名	鳥栖市市民活動支援補助事業を募集しています		
	問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3576	P 17

## 情報発信シート

案件名	<p>2024年、鳥栖市は「デコ活」に参加！ 「エコスタイル（ウォームビズ）」に取り組みます</p>
内容	<p>2050年ゼロカーボンに向けた取り組みを加速化させるため、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、鳥栖市は環境省が推奨する脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」に参加します。</p> <p>脱炭素につながる事例を紹介するとともに、市民、事業者、行政が一体となった取組を推進します。</p> <p>その取組の1つとして、職員の『エコスタイル（ウォームビズ）』を試行的に実施します。</p> <p>■試行内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タートルネック、ハイネックの着用</li> <li>・ セーター、カーディガン、フリース、ベスト等の重ね着は可 ※トレーナー、パーカー及びジャージは不可</li> <li>・ ワイシャツ着用時のノーネクタイ、上着（ジャケット）の省略可</li> <li>・ ひざかけの使用</li> </ul> <p>■試行期間</p> <p>令和6年1月5日～令和6年4月30日（4か月間）</p> <p>※「デコ活」とは 「デ」…デカーボナイゼーション（脱炭素） 「コ」…エコ（環境に良いこと） 「活」…「活動」「生活」を組み合わせでつくられた新しい言葉。昨年7月に約8,200件の公募から選ばれた愛称をいいます。</p>
問合せ先	<p>市民環境部 環境対策課（デコ活に関すること） ☎ 85-3561</p> <p>総務部 総務課（ウォームビズに関すること） ☎ 85-3504</p>

## 情報発信シート

案 件 名	鳥栖市消防出初式を縮小して行います	
日 時	令和6年1月7日（日）9：00～10：30	
場 所	市民体育館	
内 容	<p>新年を迎え1年の無火災や安全安心を祈願する毎年の恒例行事である消防出初式。今回は規模を縮小して、市民体育館に関係者が集まり、消防団員への表彰のみを行います。</p> <p>表彰式は、鳥栖工業高校吹奏楽部からの支援を受けて、生伴奏で執り行います。</p> <p>なお、鳥栖駅から市庁舎までの市中パレード、分列行進、五色放水は実施しません。</p> <p>■ 予定時刻 表彰式・・・ 9：00～10：30（市民体育館）</p> <p>■ 被表彰者 ○ 無火災表彰（第4分団：麓地区の管轄） （要件：R5年1月1日～12月31日の間に管轄管内で建物火災が無い）</p>	
問合せ先	総務部 総務課	☎ 85-3506

## 情報発信シート

案 件 名	令和6年鳥栖市二十歳の式典を開催します
日 時	令和6年1月7日（日） 13：30開式
場 所	市民文化会館大ホール
対 象	平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの人
内 容	<p>令和4年施行の民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、令和5年より従来の成人式から「二十歳の式典」と名称を変えて実施。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、4年ぶりに通常の形態で開催します。</p> <p>■第1部 式典</p> <p>■第2部 アトラクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 恩師によるショートスピーチリレー</li> <li>・ 大合唱（「翼をください」）</li> </ul> <p style="text-align: center;">※公募した実行委員会による企画</p> <p>■第3部 小学校区ごとに写真撮影</p> <p style="text-align: center;">※アルバムに編集して参加者に配布</p> <p>■対象者数</p> <p style="text-align: center;">945人（12月21日現在）</p> <p style="text-align: center;">※内訳：市内799人、市外87名、外国人59人</p>
問合せ先	教育委員会事務局 生涯学習課 <span style="float: right;">☎85-3694</span>

# 情報発信シート

案件名	「新成人」を狙った消費者トラブルにご注意ください！												
対象	市民（消費者）												
内容	<p><b>■18歳以上の方の契約</b></p> <p>未成年者が契約をする際は、法定代理人（親権者や未成年後見人）の同意が必要です。万が一、未成年者が同意を得ずに契約をした場合には、未成年者を保護するため、契約を取り消すことができます（未成年者取消権）。<u>※場合によっては取消しが認められないこともあります。</u></p> <p>しかし、民法の改正に伴う成年年齢引き下げにより、2022年4月から18歳や19歳の方は未成年者取消権を行使できなくなりました。</p> <p>契約をする際は、十分に契約内容やリスクを理解し、本当に必要な契約か、代金を無理なく支払えるかなどをよく考え、家族や周囲の人の意見を聞き、慎重に行いましょう！</p> <p><b>■若年者の消費者トラブル</b></p> <p>昨年度、鳥栖市消費生活センターへ寄せられた若年者の方からのご相談では、通信販売の相談が半数を占めています。</p> <p>そのうち、「SNSの広告を見て商品を購入したら定期購入になっていた。」等、SNSを利用したトラブルに関するご相談が複数寄せられています。</p> <p style="text-align: center;">16-25歳の消費生活相談（R4.4.1～R5.3.31）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>16-25歳の消費生活相談の内訳</caption> <thead> <tr> <th>販売形態</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信販売</td> <td>54%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>店舗購入</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>訪問販売</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>マルチ商法</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>	販売形態	割合	通信販売	54%	その他	30%	店舗購入	10%	訪問販売	3%	マルチ商法	3%
販売形態	割合												
通信販売	54%												
その他	30%												
店舗購入	10%												
訪問販売	3%												
マルチ商法	3%												
問合せ先	市民環境部 市民協働推進課 消費生活センター ☎ 85-3800												

『困ったな』『おかしいな』と思ったら・・・



# 消費生活センターにご相談ください



だまされないちゃん

## 消費者トラブルの解決に向けて アドバイスやあっせんを行います

身に覚えのない  
料金請求が届いた



「お試し」のつもりが  
定期購入が条件だった



訪問販売で強引に  
契約させられた



無料動画を見ただけで  
登録完了になり、  
高額な請求をされた



無料点検を口実に  
突然訪問されて  
高額な契約をして  
しまった



「簡単にもうかる  
仕事がある」と  
言われて契約したが  
借金が残った



### 講師派遣のご案内

#### 出前講座「だまされんばい!悪質商法」を実施しています

市内にお住まい、または通勤・通学している10人以上の団体を対象に出前講座を実施しています。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、必要な対策を講じています。

参加される皆様には、「3密」を避けるための対策にご協力いただきます。

講師派遣は  
無料です。  
ぜひご利用  
ください。



だまされないちゃん

### お問い合わせ

鳥栖市消費生活センター  
(市役所 市民協働推進課内)  
TEL:0942(85)3800

### 受付時間

9:00~16:00 (土日祝日除く)

※土日祝日は、佐賀県消費生活センターへご相談ください。  
TEL:0952(24)0999

### 消費者ホットライン

TEL:局番なし188(いやや!)お近くの相談窓口につながります





18歳・19歳に多い  
「美」と「金」のトラブル！  
トラブルによくみられる  
セールストークをまとめました！

モニター

今だけ！

無料体験

お試し価格

今日契約したら  
この価格

学割がきくから  
今しかない

美

自分で  
決めたら  
いい

親に相談したら  
反対するだろう

放置したままで  
報酬

〇〇するだけで  
稼げる

短時間で  
稼げる

稼いだ分で後から  
支払えよ

すぐに元をとる  
ことができる

こんなこと  
言われてない？

金

## 情報発信シート

案 件 名	第 2 2 回鳥栖市男女共同参画フォーラムを開催します
日 時	令和 6 年 1 月 1 3 日（土） 1 4 : 0 0 ~
場 所	サンメッセ鳥栖 3階大会議室
内 容	<p>市は、性別にかかわらず、お互いが個性や考え方を理解し、認め合い、自分らしく生きることのできる環境づくりを推進しています。</p> <p>今回は、LGBTQ+の支援や啓発活動に携わっている「OVER THE RAINBOW」の荒牧<sup>あきら</sup>明楽さんを講師に迎え、「LGBTQ+をもっと身近に～いないではなく、気づいていないだけ～」をテーマに講演会を開催しますので、ぜひご参加ください。</p> <p>■講師 荒牧<sup>あきら</sup>明楽さん（OVER THE RAINBOW 代表）</p> <p>■定員 75人（先着順、要予約）</p> <p>■参加費 無料</p> <p>■託児あり 無料（生後3ヵ月以上就学前まで）。要申込 1月5日（金）までに市民協働推進課へ</p> <p>■その他 手話通訳、要約筆記あり</p> <p>■共催 とす男女共同参画市民実行委員会、鳥栖市</p>
問合せ先	市民環境部 市民協働推進課 <span style="float: right;">☎ 8 5 - 3 5 0 8</span>

# LGBTQ+をもっと身近に

～いないではなく、気づいていないだけ～



1/13 (土)

時間：14：00～16：00

(開場 13：30)

場所：サンメッセ鳥栖

3階大会議室

入場無料

鳥栖市は、性別にかかわらず、お互いが個性や考え方を理解し、認め合い、自分らしく生きることのできる環境づくりを推進しています。

今回は、LGBTQ+の支援や啓発活動に携わっている「OVER THE RAINBOW」代表の荒牧 明楽<sup>あきら</sup>さんを講師に迎え、ご自身の体験をもとにお話いただき、「多様な性のあり方」について共に考える講演会を開催します。ぜひご参加ください。

**定員** 75人(先着順、要申込) ※電話・Fax・Eメールで事前にお申し込みください。

**託児** 1/5(金)までに要申込(3か月以上就学前まで)

**その他** 手話通訳、要約筆記あり

**講師**：荒牧 明楽<sup>あきら</sup>さん(OVER THE RAINBOW 代表)

1985 年生まれ。福岡県出身。

佐賀大学卒業後、リクルートに入社。

広告業界・医療業界を経たのち、トランスジェンダーであることを隠さずに生きる生き方を決断し、2018 年独立。

自身の人生経験を踏まえ、真の多様性共存できる社会づくりのために、企業や学校・行政機関などで研修・講演活動を行っている。

著書『トランスジェンダーの私が悟るまで』

#### LGBTQ+とは：

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（自分が感じている心の性と、生まれたときの身体的特徴などから判別される性（身体の性）に違和感のある人）などの性的少数者を表す総称の一つです。「Q」は自分の性自認や性的指向が定まっていない、あえて決めていない、「+」には、性のあり方がとても多様であり、LGBTQ 以外にも様々な性のあり方があることを意味しています。

共催：とす男女共同参画市民実行委員会/鳥栖市

お問い合わせ・申込／鳥栖市 市民協働推進課 男女参画国際交流係 〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地

Tel 0942-85-3508 Fax 0942-83-3310 Eメール kyoudou@city.tosu.lg.jp

## 情報発信シート

案 件 名	鳥栖市ロードレース大会を開催します ～交通規制にご協力をお願いします～
日 時	令和6年1月14日（日）9：10からレーススタート ※開会式及び交通規制は8：45から
場 所	駅前不動産スタジアム周辺
内 容	<p>「第62回鳥栖市祝成人ロードレース大会」及び「第36回高校生鳥栖10キロロードレース大会」を開催します。駅前不動産スタジアム南側道路を発着点として、商工団地や安楽寺町、高田町を經由するコースとなっています。</p> <p>■スタート時刻</p> <p>9時10分・・・3キロの部 9時40分～45分・・・5キロの部、2キロの部 10時30分・・・10キロ高校生公認の部 10時40分・・・10キロ一般の部</p> <p>■最終応募件数・・・1,317件 ※前回大会（令和4年度大会）の参加申込者 1,193人</p> <p>■周辺道路の交通規制について 大会開催に伴いコース周辺道路の交通規制を行います。 ※時間帯：8：45～12：00 規制時間中は、鳥栖警察署、交通安全指導員、同大会実行委員が車の誘導にあたりますので、周辺道路をご利用の皆様のご協力をお願いします。</p>
問 合 せ 先	スポーツ文化部 スポーツ振興課 <b>☎85-3522</b>

# 第62回鳥栖市祝成人ロードレース大会・第36回高校生鳥栖10キロロードレース大会開催要項

- ◆日時 令和6年1月14日(日) (雨天決行)
- ◆大会名 第62回鳥栖市祝成人ロードレース大会  
第36回高校生鳥栖10キロロードレース大会
- ◆主催 鳥栖市、鳥栖市教育委員会、鳥栖市スポーツ協会、  
鳥栖市陸上競技協会、鳥栖市スポーツ推進委員協議会
- ◆主管 鳥栖市ロードレース大会実行委員会、  
(一財)佐賀陸上競技協会
- ◆後援 佐賀県、佐賀県教育委員会、(公財)佐賀県スポーツ協会、  
(予定) 佐賀県高等学校長協会、佐賀新聞社、サガテレビ、  
(協)鳥栖商工センター
- ◆協力 鳥栖警察署、鳥栖市交通安全指導員会
- ◆会場 駅前不動産スタジアム スタート・ゴール
- ◆受付 大会当日8:00~8:45 (雨天決行)

## ◆参加資格

- ①種目の年齢区分に該当する方で制限時間内に完走できる方。
- ②年齢は大会当日を基準とします。

## ◆種目/スタート時間/制限時間

種目番号/種目名	スタート	制限時間
①3キロ 中学生男子	9:10	9:30
②3キロ 中学生女子		
③3キロ 女子(高校生以上)		
④5キロ 中学生男子	9:40	10:20
⑤5キロ 高校生男子		
⑥5キロ 高校生女子		
⑦2キロ 小学生女子(4年生以上)	9:42	
⑧2キロ 小学生男子(4年生以上)	9:43	
⑨5キロ 男子(19歳~59歳)	9:45	
⑩5キロ 女子(19歳~59歳)		
⑪5キロ 男子(60歳以上)		
⑫5キロ 女子(60歳以上)		
⑬10キロ 公認高校生(男女共通)	10:30	11:30
⑭10キロ 男子(16歳~59歳)	10:40	【関門閉鎖】 7km 地点 11:40
⑮10キロ 女子(16歳~59歳)		
⑯10キロ 男子(60歳以上)		
⑰10キロ 女子(60歳以上)		

※⑬公認高校生(男女共通) 出場者は2023年度日本陸連登録者であること。

※③④⑤は、高校生の出場も可能です。

## ◆記録計測

- ①計測チップによる自動計時システムを使用します。
- ②計測チップは参加者に事前に送付します。(当日に計測チップを忘れた場合、出場できませんのでご注意ください)
- ③発送時期は12月下旬~1月上旬を予定しています。
- ④レース終了後、計測チップの回収は行いません。

## ◆参加料

一般 3,000円 高校生 1,500円  
中学生 1,000円 小学生 700円

## ◆参考データ《前回大会 令和5年1月22日開催》

- ・参加者数 981名  
(10キロ581名、5キロ205名、3キロ113名、2キロ82名)
- ・優勝記録 5キロ 15分12秒 / 10キロ 30分40秒  
3キロ 9分23秒 / 2キロ 6分45秒

## ◆表彰

一般・小学生種目 3位まで 高校生・中学生種目 6位まで 公認高校生種目 8位まで	賞状、盾
各種目 1位 公認高校生種目 3位まで	佐賀新聞社賞 (賞状)

参加者全員に参加賞をお渡ししますので、当日は参加者に事前に送付する引換券を忘れないようにしてください。

## ◆申込方法

インターネットからの申し込みのみになります。  
11名以上の団体のみメールでの申し込みが可能です。

お申し込み方法	
エントリーサイトでの申込	ランネット <a href="http://runnet.jp/runtes/">http://runnet.jp/runtes/</a> エントリーの手続きに従って参加料を入金ください。
メールでの申込 11名以上の団体申込の場合のみ	大会ホームページより参加申込書をダウンロードし、下記メールアドレスあてご提出ください。 申込確認後、申込者あてに事務局から送付される振込依頼書に従って参加料を入金ください。(振込手数料は申込者負担です) <b>申込先アドレス:sports-road@city.tosu.lg.jp</b>

## ◆申込締切

令和5年12月1日(金)

## ◆注意事項(参加誓約事項)

~以下の事項を承諾のうえお申し込みください~

- ①参加者は、体調管理を十分に行い出場してください。当日または競技中に異常を感じた場合は、出場をやめてください。
- ②競技は制限時間で終了します。制限時間以後はコースアウトし、係員の指示に従ってください。
- ③事故が発生した場合、主催者加入保険以外は自己または申込責任者で対応していただきます。
- ④参加者が未成年の場合は、事前に保護者の了承を得たうえで参加してください。
- ⑤参加申込の際に入力いただいた個人情報は、大会運営、次回大会のご案内送付などのために使用します。主催者が本大会で撮影した映像、画像、記録の使用権利は主催者に属し、大会参加者の記録、氏名、所属等を大会ホームページに掲載します。
- ⑥荷物預かり所はございませんので、貴重品類は自己責任で保管をお願いします。盗難、紛失、損傷等について主催者は責任を負いません。
- ⑦地震、風水害、降雪、事件、事故、疫病などによる中止の場合の参加料返金は致しません。
- ⑧事前に送付されるゼッケン、計測チップを大会当日に忘れた場合は、出場できません。
- ⑨コース中に給水地点はありませんので、各自でご準備ください。

## 大会へのお問い合わせ先

### 鳥栖市ロードレース大会実行委員会事務局

9時~17時(月曜日及び祝日の翌日は休場日)

〒841-0034 鳥栖市京町812

駅前不動産スタジアム スポーツ振興課内

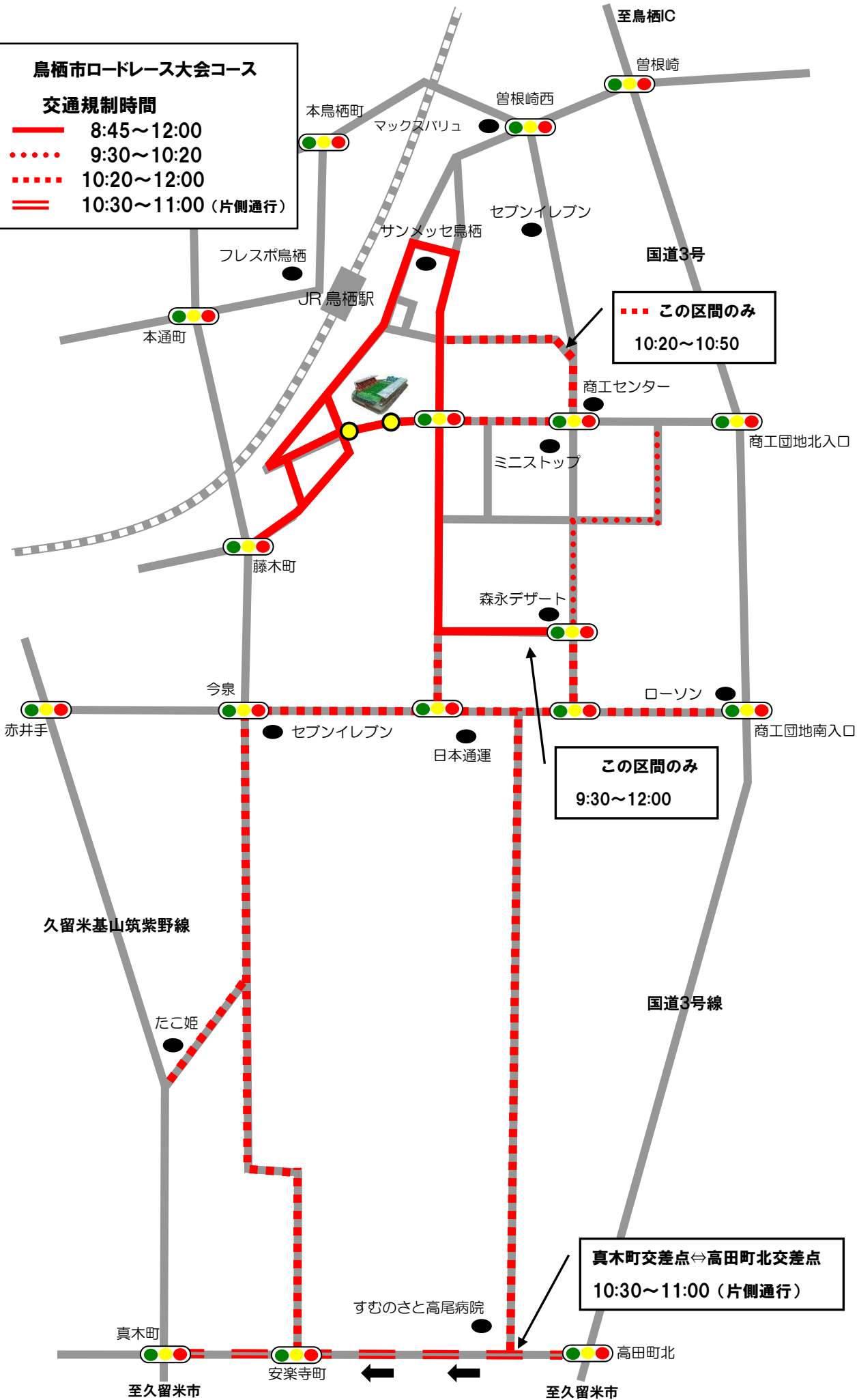
TEL:0942-85-3522 FAX:0942-81-1361

E-mail:sports-road@city.tosu.lg.jp

**鳥栖市ロードレース大会コース**

**交通規制時間**

- 8:45~12:00
- ⋯⋯ 9:30~10:20
- ⋯⋯ 10:20~12:00
- = 10:30~11:00 (片側通行)



この区間のみ  
10:20~10:50

この区間のみ  
9:30~12:00

真木町交差点⇄高田町北交差点  
10:30~11:00 (片側通行)

## 情報発信シート

案件名	「『やさしい日本語』を使ったミニゲーム会」を開催します	
日時	令和6年1月14日（日） 10時30分～12時（受付：10時～）	
場所	市役所1階多目的ホール	
対象	市内に住む小学生以上の人（※小学生は保護者と参加）	
内容	<p>鳥栖市では、生活者としての外国人住民に対して、日本語や日本の文化、ルール、風習などを学ぶ場を提供する目的で、日本語教室「とすにほんごひろば～とりんす～」を開催しています。</p> <p>今回は、住民が参加するミニゲーム会をイベントとして開催します。外国人と日本人が「やさしい日本語」を使ったゲームをして、楽しく交流します。</p> <p>■内容 外国人と日本人が「やさしい日本語」を使ったゲームをして、楽しく交流します。</p> <p>■定員 外国人10人、日本人10人（先着順、要申込）</p> <p>■申し込み 氏名・住所・電話番号・国籍（外国人のみ）を書いて、メール・電話・FAX・はがき・窓口で1月10日（水）までに市民協働推進課まで。</p>	
問合せ先	市民環境部 市民協働推進課	☎85-3508

とすにほんごひろば～とりんす～ Tosu Japanese Club～Torinsu～



# 「やさしい日本語」を使ったミニゲーム会

## ●【何をしますか？】

日本人と外国人が、「やさしい日本語」を使ったゲームをします。

簡単で楽しいゲームです。

すてきな賞品があります。

いろいろな国の  
人と楽しく  
話そう！

## ●【いつですか？】

1/14 (日)

10:30a.m.～

受付は、10:00a.m.～

## ●【だれが参加しますか？】

鳥栖市に住んでいる日本人と外国人（10人ずつ）

※小学生以上。

小学生は保護者（親）と一緒に参加してください。



おりょう  
**無料**  
(Free)

Google Map

## ●【どこですか？】



あたらしい市役所の1階  
でします。

It's  
Fun!

## ●【参加します！】

あなたの名前・住所・  
電話番号・国籍（外国人のみ）

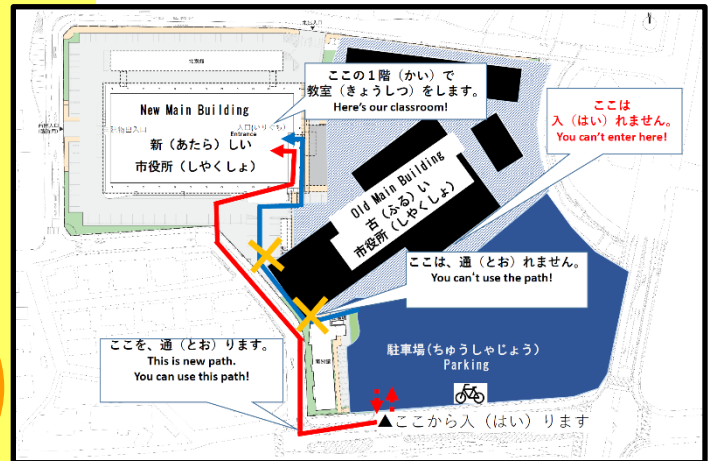
を電話・FAX・メール→

またははがきで市役所に

1/10 (水) までに教えてください。

Very  
Easy!

Make  
Friends!



※詳しいことは、鳥栖市のホームページを見てください。



熱・せきがある人は  
参加できません。



【申込・問合せ】鳥栖市役所 市民協働推進課 男女参画国際交流係 〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

TEL: 0942-85-3508 FAX: 0942-83-3310 Eメール: kyoudou@city.tosu.lg.jp



## 情報発信シート

案 件 名	鳥栖市消費者啓発講座 「ご存じですか？インターネットの正しい使い方～消費者 トラブルの事例と対処法について学ぶ～」を開催します
日 時	令和6年1月23日（火）14：00～15：30
場 所	市役所3階大会議室
対 象	市内に居住又は通勤・通学している方
内 容	<p>鳥栖市内でも、インターネットの利用により起こりうる通販トラブルなどの被害に遭い、消費生活センターへ相談に来られる方が後を絶ちません。インターネットの利用が原因となる消費者被害を防ぐため、消費者被害の事例やインターネットを利用する上での注意点等の情報モラルについて学習しましょう！</p> <p>■講師 <small>じんない まこと</small> 陣内 誠 さん (特定非営利活動法人 IT サポートさが 理事長)</p> <p>■定員 40名 (事前予約・先着順)</p> <p>■申込期間 1月12日（金）まで</p> <p>■申込先 鳥栖市消費生活センター窓口（市民協働推進課内） 電話：0942-85-3800 メール：<a href="mailto:kyoudou@city.tosu.lg.jp">kyoudou@city.tosu.lg.jp</a></p>
問合せ先	市民環境部 市民協働推進課 消費生活センター ☎85-3800

# ご存じですか？インターネットの正しい使い方 ～消費者トラブルの事例と対処法について学ぶ～

鳥栖市内でも、インターネットを利用した通販トラブルなどの被害に遭い、消費生活センターへ相談に来られる方が後を絶ちません。今回の消費者啓発講座では、インターネットの利用により起こりうる消費者トラブルの事例やインターネットの正しい使い方などについて学びます。



ご高齢の方はもちろん、お子さんやお孫さんなど子どもが  
気をつけるべき点なども学習できる講座となっております。

とき

令和6年**1月23日(火)** 14:00～15:30  
(受付は 13:30～)

ところ

鳥栖市役所3階大会議室

参加費無料

申込み

令和5年11月27日(月)～令和6年1月12日(金)まで

鳥栖市消費生活センター窓口または電話、メール  
のいずれかにてお申込みをお願いいたします。



対象

市民または  
市内への通勤・通学者

講師

特定非営利活動法人 IT サポートさが  
理事長 陣内 誠 氏

定員

40名(事前申込制・先着順)

皆さまのご参加を  
お待ちしております♪



安全・安心なネット社会の実現を目指して、小・中・高校生や高齢者を含めた、あらゆる年代を対象とした「情報教育」や「情報モラル学習」のサポートの講演活動等に尽力されております。

【お問い合わせ先】

鳥栖市役所市民協働推進課内 鳥栖市消費生活センター

〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地

Tel : 0942-85-3800 Eメール : [kyoudou@city.tosu.lg.jp](mailto:kyoudou@city.tosu.lg.jp)

【主催】鳥栖市

## 情報発信シート

案件名	鳥栖市市民活動支援補助事業を募集しています
募集期限	令和6年1月31日（水）まで
対象	鳥栖市市民活動団体の登録に関する要綱に基づく登録団体で、代表者の年齢が16歳以上である団体
内容	<p>市民活動団体の自主的かつ自立的な市民活動を促進し、市と市民活動団体との協働関係の推進及び市民活動の活性化を図ることを目的として、次の事業を支援します。</p> <p>■補助の種類</p> <p>①スタートアップ支援（限度額10万円）</p> <p>市民活動団体がPR及び基盤強化等市民活動の充実を図る事業</p> <p>②ステップアップ支援（限度額30万円）</p> <p>地域に活気を与える創意工夫した事業（公益の増進、社会的課題解決等）</p> <p>③パワーアップ支援（限度額10万円／対象経費の90%まで）</p> <p>長期的・計画的な視野に基づく事業で、地域に活気を与える創意工夫した事業（公益の増進、社会的課題解決等）</p> <p>■申込方法</p> <p>鳥栖市市民活動支援補助事業申込書、団体活動計画又は長期事業計画書、団体の会則又は規約・構成員の名簿・収支予算書・直近年度の収支決算書を作成の上、持参もしくはメール、郵送して下さい。</p> <p>提出先 鳥栖市市民協働推進課（平日8:30～17:15）（メール可）</p> <p style="padding-left: 40px;">とす市民活動センター（10:00～19:00水曜日除く）</p> <p>メール kyoudou@city.tosu.lg.jp</p> <p>※上記の申込書等の様式は、鳥栖市市民協働推進課窓口又はホームページで入手できます。</p> <p style="text-align: center;"><a href="https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/13/2263.html">https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/13/2263.html</a></p>
問合せ先	市民環境部 市民協働推進課 <span style="float: right;">☎85-3576</span>

# 令和6年度 鳥栖市市民活動支援補助事業

# 募集

★募集期間★令和5年12月11日（月）～令和6年1月31日

～私たちにもできることきつとある～  
社会課題を解決する、自発的で公益性の高い非営利な活動を支援します。



## スタートアップ支援

（団体強化への支援）

補助額： **10万円上限**  
（補助率： **10/10**）  
回数： 1団体1回限り

## ステップアップ支援

（事業への支援）

補助額： **30万円上限**  
（補助率： **10/10**）  
回数： 1事業1回限り

## パワーアップ支援

（長期事業への支援）

補助額： **10万円上限**  
（補助率： **9/10**）  
回数： 1事業1回限り  
（必要に応じて最長3か年）

## 事業説明会

- ①10/21(土)10時～14時  
フレスポ鳥栖 市民フェスタ会場  
市民協働推進課コーナー
- ②12/9(土)13時～14時  
とす市民活動センター
- ③1/13(土)13時30分～15時30分  
とす市民活動センター  
市民活動団体大交流会場

## 事前相談

市民協働推進課 または とす市民活動センターへ  
お気軽にご相談ください。  
市民協働推進課にお越しの際は、事前にご連絡ください。  
（TEL85-3576）  
〈事前相談〉  
市民協働推進課：平日8:30～17:15 時間外は要相談  
とす市民活動センター：10:00～19:00 水曜日除く

応募

【注意】本補助金の交付は令和6年度予算の成立が条件となります。

お気軽にご相談ください！

とす市民活動センターが  
企画段階からサポートします

とす市民活動センター（クローバー）  
〒841-0026 鳥栖市本鳥栖町537-1  
（フレスポ鳥栖2階） TEL 81-1815

## 【補助認定事業の特典】

- ・市報、ホームページで事業の広報ができます。
- ・広報チラシを市の施設へ配架できます。
- ・市民フェスタ、実績報告会等で活動のPRができます。

＝ お問い合わせは ＝

鳥栖市 市民環境部 市民協働推進課  
〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地 TEL 85-3576

## 令和 6 年度 鳥栖市市民活動支援補助事業の概要

補助対象団体	鳥栖市市民活動団体の登録に関する要綱に基づく登録団体で、代表者の年齢が16歳以上である団体が対象です（特定非営利活動法人の代表者である場合は年齢の制限はありません）。事前に市へ団体登録の手続きが必要です。詳しくは「鳥栖市市民活動団体登録制度のご案内」をご覧ください。 <b>【登録要件】</b> （1）市内に事務所や活動拠点があり主に市内で活動する団体であること （2）規特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を自発的に行っていること （3）営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与する活動を行っていること （4）5人以上の構成員がいること（1人以上の市民を含む） （5）規約等を定めていること （6）法人でないこと（特定非営利活動法人は対象です） （7）政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的としていないこと （8）暴力団等でないこと		
補助対象事業	補助対象団体が市内において実施する特定非営利活動促進法別表（平成10年法律第7号）に掲げる活動で、自発的、公益的な活動であり、かつ市長がその活動が市内の課題解決に寄与すると認める事業 （注）補助対象とならない事業 ◆団体の維持や運営が主な目的の事業 ◆特定の個人や団体、また構成員のみが利益を受ける事業 ◆政治・宗教・営利目的に関する事業 ◆鳥栖市からの補助金（公共的団体（社会福祉協議会や観光協会等）が市からの補助金を原資として交付する助成金等を含む。）を受けている事業		
補助の種類	① スタートアップ支援	② ステップアップ支援	③ パワーアップ支援
補助要件	市民活動団体が、団体のPR、基盤強化等市民活動の充実を図る事業 ※ <u>立ち上げたばかりの団体</u> でも申請できます。	市民活動団体が行う事業で、公益の増進、社会的課題の解決への取り組み等地域に活気を与える創意工夫にあふれるもの	市民活動団体が行う長期的・計画的な視野に基づく事業で、公益の増進、社会的課題の解決への取り組み等地域に活気を与える創意工夫にあふれるもの
補助金額	10万円を上限 補助対象経費の100%	30万円を上限 補助対象経費の100%	10万円を上限 補助対象経費の90%
回数制限	1団体1回限り	1事業1回限り	1事業1回限り (必要に応じて最長3年間)
補助対象経費	補助対象となるのは申請される事業にのみ要するものです。他の事業と共通する運営費や管理費などについては原則として対象になりません。(例/事務所の賃借料・光熱水費・通信費) 申請金額については内容を審査した上で、補助対象金額を決定します。		
募集期間	令和5年12月11日(月)～令和6年1月31日(水) *郵送の場合は令和6年1月31日(水) 必着		
応募書類	①鳥栖市市民活動支援補助事業公募申込書                                      ②団体の会則・規約 ③構成員の名簿（団体での役職、氏名）                                      ④収支予算書 ⑤直近事業年度の収支決算書（⑤は設立1年未満を除く） *備品購入費がある場合は、見積書・カタログ等写しを提出		
提出先	市民協働推進課（平日 8:30～17:15）または とす市民活動センター（10:00～19:00 水曜日除く） *郵送の場合は、市民協働推進課へ提出		

詳しくは「募集の手引き」をご覧ください。（市民協働推進課・とす市民活動センターにあります）